

# 提 言 書

小松島市行政改革推進懇話会

平成21年12月16日

## 目 次

はじめに	・・・	1
(1) 意見をまとめるに至った経過		
(2) 行財政改革を進める上でなにが問題なのか		
1. 行財政改革の理念	・・・	3
2. 行財政改革の検討方法	・・・	4
(1) 他の行政計画との関係		
(2) 提言書の具体的な項目の考え方		
3. 具体的な行財政改革の道筋と方向性		
(1) 出先機関の効率的な運営・見直し	・・・	5
① 保育所		
② 幼稚園		
③ 小・中学校		
④ 市営住宅		
(2) 効率的な業務の運営（民間委託・民営化の推進）	・・・	6
① ごみの収集業務		
② 学校給食業務		
(3) 組織機構の見直し	・・・	7
(4) 定員管理の適正化	・・・	7
(5) 職員資質の向上に向けた取組	・・・	7
(6) 市役所のコンプライアンス（法令遵守）向上に向けた取組	・・・	8
(7) 給与の適正化	・・・	8

(8) 経費の削減	・・・	8
①物件費		
②補助費等		
③公債費		
④市営グラウンド用地をはじめとする各種借地料		
⑤公共事業のコスト削減		
(9) 歳入の確保	・・・	9
①市税		
②使用料・手数料		
③未収金の回収		
④遊休土地の売却		
⑤広報紙等に有料広告の掲載		
(10) 公営企業会計、特別会計の健全化	・・・	10
①運輸事業		
②水道事業		
③下水道事業		
④競輪事業		
⑤住宅新築資金等貸付事業		
(11) 市民参加・市民との協働	・・・	11
(12) 議会について	・・・	12
別紙1 小松島市行政改革推進懇話会設置要綱	・・・	13
別紙2 小松島市行政改革推進懇話会 委員名簿	・・・	14
別紙3 小松島市行政改革推進懇話会 審議の経過	・・・	15

## はじめに

### (1) 意見をまとめるに至った経過

小松島市では、平成16年度の普通会計決算において1億2800万円の赤字となった。当時、このままで推移すれば、平成19年度には、普通会計決算<sup>1</sup>における累積赤字額が小松島市の標準財政規模<sup>2</sup>の20%にあたる約17億円を超え、国の管理下におかれる財政再建団体<sup>3</sup>に転落することが想定された。そうなれば、財政再建のため、市民サービスの低下や市民負担の増大を余儀なくされ、市民生活に大きく影響することは避けられない事態であった。そうした状況を避けるため、平成17年6月に、小松島市は、「財政非常事態宣言」を行い、平成17～21年度の5カ年を計画期間とする小松島市行政改革「集中改革プラン」を策定し、財政健全化に向けた取り組みを行った。具体的には、職員給与・職員数の削減、中学校の学校給食業務・資源ごみの収集業務の民間委託や保育所の民間移管のほか、むだな経費の削減を行った結果、財政再建団体への転落は避けられた。

しかしながら、小松島市の普通会計は、平成16年度決算以降、依然として毎年赤字を計上する状況に変わりはなく、平成20年度決算では、約5億8300万円の赤字となっている。加えて将来の財政見通しを見ても、厳しい財政環境であることに変わりはない。

こうした状況から、現在の財政環境を改善し、明るく豊かに市民が安心して生活することができる小松島市に再生するため、平成22年度から新たな行政改革を推進すべく、平成21年6月に、「小松島市行政改革推進懇話会」が設置された。この懇話会は、市民の代表者、有識者などから組織され、市民の視点から、8回にわたる会議を開き行政各部の財政健全化に向けた方策を検討した。

本提言書は、懇話会における小松島市の再生を願う意見をとりまとめたものである。

---

<sup>1</sup> 普通会計決算 全国には数多くの市町村が存在し、様々な活動を行っていますが、そのうち全国の市町村で共通する行政活動（一般的な事務など）について区分した会計のことで、他の地方公共団体との比較に使われる決算のことです（小松島市財政課作成「財政のなぞ？」6p.）。

<sup>2</sup> 標準財政規模 税金などのように、その町が毎年安定して得ることの出来る収入規模のことです（小松島市財政課作成「財政のなぞ？」1p.）。

<sup>3</sup> 財政再建団体 平成17年当時の表現で正式には「準用財政再建団体」という。「地方財政再建促進特別措置法」という法律にもとづくものであったが、平成19年に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（いわゆる「自治体財政健全化法」）が新たに制定され、このような呼び名はなくなり、財政健全化法にもとづく「財政再生団体」となった。なお、同法では、そこに至る以前の段階として「早期健全化団体」という制度を設け、早期の財政再建を図ることを制度化しています。

## (2) 行財政改革を進める上でなにが問題なのか

### ①地方財政の健全化に向けた国の施策の変化

市の財政運営（収入と支出）は、「地方財政法」に規定される原則したがうことは当然であるが、平成19年に、いわゆる「自治体財政健全化法」が成立・施行されたため、それ以前の「財政再建団体」に相当する「財政再生団体」になる前に「早期健全化団体<sup>4</sup>」という制度が設けられることになった。「早期健全化団体」になると、「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、その内容や、変更する場合でも、県や国に報告することとなる。こうした県や国の関与により、住民の負担は大幅に増す。要するに、「イエローカード」を出された地方公共団体は独り立ちできない、というレッテルを貼られ、行政サービスの自由裁量度を減らされ、そこの住民の負担は大幅に増えることになる。

### ②少子高齢化社会の到来と人口減少局面への突入

日本は、人口減少局面へ突入し、少子高齢化社会へいっそうの拍車を掛けている。小松島市においても例外ではなく、医療扶助など高齢者への福祉負担がいっそう求められる一方、労働力人口の減少により租税収入は減少するという状況になる。そして、この状況はさらに加速して顕著になってゆくと考えられ、気持ちを引き締めて自治体経営をおこなわないと、いつ「財政再生団体」になっても不思議ではない状況にある。

### ③「割引率」<sup>5</sup>の低下

これまでの、いわゆる「右肩上がり」の社会では、容易に借金ができた。物価が上がれば利子は棒引きになる<sup>6</sup>からだ。しかし、低成長にはいったこれからの時期は、不要な借金は破綻へまっしぐらである。

### ④市をとりまく環境変化への対応

経済情勢や時代がかわったのに、これまでの仕事の仕方を漫然と踏襲したり、既得権益を主張したりしては、いつまでも危機は去らない。

---

<sup>4</sup> 早期健全化団体 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標がひとつでも一定基準を超える場合に、早期健全化団体に指定されます。

<sup>5</sup> 割引率 額面上の将来のお金の価値は、現在の金額に利子を加えたものとなります。したがって、額面上の将来のお金の価値を、現在の価値に置き直すときには、利子分を除く必要があります。このように、将来におけるお金の価値を現在の価値に置き直すとき、その割り引く(換算する)ときの割合を、1年あたりの割合で示したものとです。

<sup>6</sup> 利子率 3%の借金は物価が3%上昇すると単純計算では利子を払わなくて済むこととなります。

## 1. 行財政改革の理念

まず、職員は、各人が改革に対する強い意識を持つ必要がある。

具体的には、

### (1) 「法律による行政」の意義を再確認すること

- ・ 職員の仕事は、市民から付託された権限によるもの
- ・ 職員の仕事の源泉（「リソース」）はすべて市民から『拠出』された税金であること
- ・ 「法律」「条例」は、市民の代表によって議決されたルールであること
- ・ 拠るべきルールが古くなっていると思う場合は、改正手続きを計画すること

### (2) 仕事の仕方を見直すことを躊躇しないこと

- ・ 予算を多く執行する職員が多くの権限をもっている職員ではないこと
- ・ 「時代が変わった」ために必要性が低くなっているルーチンワークはないか考えること
- ・ 予算「リソース」の配分（福祉に予算をまわすのか、産業振興に予算を回すのか）は、市民の代表である市長と市議会議員の仕事である、という原則を再認識すること

そして、市民も、職員と共同し行政改革を進める意識を持つことが必要である。

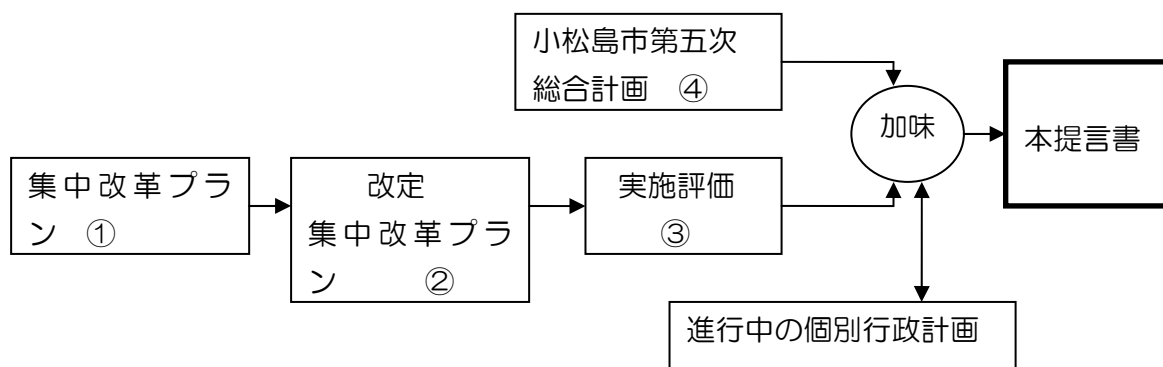
具体的には

### (3) 市民は市に多くを求めないこと

- ・ 市が行うことのコストはすべて「自分の」財布から出した税金であること
- ・ 自分でやるべきこと、やることができることは自分でやること

## 2. 行財政改革の検討方法

### (1) 他の行政計画との関係



- ①平成 18 年 1 月 小松島市行政改革「集中改革プラン」策定
- ②平成 19 年 6 月 小松島市行政改革「集中改革プラン」改定
- ③平成 21 年 7 月 小松島市行政改革「集中改革プラン」の成果について  
(市役所内とりまとめ)
- ④平成 21 年 1 月 小松島市第五次総合計画 策定

平成 18 年に策定された、小松島市行政改革「集中改革プラン」の改定・実施状況を検討し、新たに策定された「小松島市第五次総合計画」、進行中の個別行政計画との整合性、相互関係を考慮しながら、本提言書をまとめる。提言書を参考とし、小松島市により、新たな集中改革プランが策定され、議会に提示し、実施される。

### (2) 提言書の具体的な項目の考え方

- ①平成 18 年 1 月に策定された「集中改革プラン」に掲げられた項目を基本とする。
- ②「集中改革プラン」を実施した結果、期間中に効果があがって、これ以上見込めないものについては、提言書の項目から削除する。法令改正等で、実施の必要がなくなったものも削除とする。
- ③「集中改革プラン」を実施したが、効果が上がらなかったものは、その方法を見直すなど提言する。また、継続して実施する項目については引き続き実施する旨提言書に記載する。
- ④平成 18 年 1 月に策定された「集中改革プラン」に記載されていない項目について、新たに改革が必要と考えられる事項についても記載する。

### 3. 具体的な行財政改革の道筋と方向性

#### (1) 出先機関の効率的な運営・見直し

##### ① 市立保育所

市民の多様な働き方に対応した多様な保育サービスを提供するためにも保育所の運営を民間の社会福祉法人で行うことは、意味のないことではない。保育時間の差などから民間の保育園での就園を希望する保護者の存在を意識し、さらなる民間移管の推進を図る必要がある。

保護者の通勤条件などの地理的条件により園児が比較的集まりやすいところは、さらに民間移管により効率化を図る一方、人口がまばらなところ、不便なところは地理的有利不利や幼稚園との連携も考慮した上で、市のおこなう就学前児童へのサービスのあり方を考える。

また、更なる民間委託の推進や幼稚園の活用も含めた上での統廃合を検討し、限られたリソースを有効に活用することで保護者の需要にあった保育内容、保育サービスが行えるよう運営を考える。

##### ② 幼稚園

「幼稚園再編に対する提言書」<sup>7</sup>によれば、今後の子供の人口推計は、10年後には現在の80%、20年後には50%となると予想され、こうした状況を受けて、幼稚園の施設設備は、立江中学校区1園、坂野中学校区2園、小松島中学校区4園から5園程度の幼稚園数が望ましいとの提言がなされている。

こうしたことをふまえて、今後の市の就学前児童へのサービスのあり方を考える中で、保育所の活用も含めた統廃合を検討し、限られたリソースを有効に活用することで保護者の需要にあった教育内容、サービスが行えるよう運営を考える。

その際、幼保一元化、認定こども園制度の研究をおこない、小松島市に合致した制度であるかどうか検討を進めるべきである。

##### ③ 小・中学校

「小松島市幼・小・中学校の再編のあり方に関する検討委員会の最終の提言書」<sup>8</sup>によれば、小松島市の小学校数は、現在の小松島中学校区に4或いは5小学校、立江中学校区には1小学校、さらに、坂野中学校には2小学校が望ましく、また、中

<sup>7</sup>「幼稚園再編に対する提言書」平成19年2月に設置された「小松島市幼・小・中学校再編のあり方検討委員会」より同年9月に幼稚園のあり方について、教育委員会に提出された提言書です。

<sup>8</sup>「小松島市幼・小・中学校の再編のあり方に関する検討委員会の最終の提言書」注釈7と同じく「小松島市幼・小・中学校再編のあり方検討委員会」から平成20年8月に教育委員会に提出された提言書です。

学校については、現在の小松島中学校を存続し、立江中学校と坂野中学校を統合し、中間地点に新校舎を建設するという2中学校制がそれぞれ提言されている。

これらを参考にしつつ、平成21年度に策定予定の「教育振興計画」<sup>9</sup>においては、10年、30年先を見据えた、より良い教育環境のあり方等の審議を進めていただく。再編、廃止をできるだけ早急に市民に提示し、実行できる環境を整える。そのためにも、まずは市民と問題意識を共有するため、議論をはじめ、市民に周知することが必要である。

さらに、具体的な小学校の再編に際しては、教育委員会は、小学校が地域コミュニティの核となってきたこれまでの時代的背景を考慮し、これからはどのようなコミュニティ形成が望ましいか、地域づくりをになう市長部局と共に考える必要がある。

#### ④市営住宅

民間賃貸住宅のセーフティネットとしての公営住宅の必要性は認めるが、その必要戸数はどのくらいであるのか。今後策定する計画などで市営住宅の管理戸数を見直す場合には、民間住宅の住宅供給の状況を加味するとともに、現状のニーズや景気の影響による需要の変化についても考慮したうえで数値を出す必要がある。

その際、「官業」による「民」の圧迫とならないよう、公営住宅を設置する目的をはずさないことに留意する必要がある。

また、新たな整備に際しては、指定管理者制度の適用を含め検討を行うとともに、既存の市営住宅の払い下げの可否について検討することを求める。

#### ⑤出張所業務について

支所を出張所に組織変更したが、いまだ『合併前』の組織・業務が行われていないか確認する。出張所でおこなうべき仕事は、真に地域住民に密着した業務のみとし、そのほかの業務は本庁に統合をはかる。

### (2)効率的な業務の運営(民間委託・民営化の推進)

#### ①ごみの収集業務

ごみの収集業務については、退職者不補充としてより一層の民間委託の手法の導入について検討を行う。収集体系の見直しを進めると共に、収集業務はもちろん分別業務を含め、民間、さらには市民の力を借りる。

分別収集計画の見直しにより中間処理費用の圧縮を図る。

---

<sup>9</sup>「教育振興計画」 平成22年度4月を始期とする7年間にわたる計画で、教育基本法に基づき、小松島市の教育行政の方向性及び基本的な施策の目標を明らかにすることを目的としています。

## ②学校給食業務

少子化の進行や中学校における調理業務における民間委託の現状を踏まえ、小学校においても、できるだけ早い時期に民間委託を進めていくことを求める。実施に関しては、退職者不補充とすることで、現在、給食調理業務に従事している職員の退職状況や市の財政状況などを踏まえ、できるだけ早い時期に市の方向性を市民に示す。

## (3)組織機構の見直し

職員のやる気を起こさせるような、少ない人数でも仕事ができる効率的なシステムを職員の意識改革を行いながら構築する。今後の人口動態変化、小松島市の産業構造変化、市民のニーズの変化に対し、柔軟に対応できるよう事務事業評価システムなどを活用しながら行政組織を考えていく。

## (4)定員管理の適正化

これまでも事務事業の見直しや組織の簡素・効率化等を進めながら職員の削減を行ってきた。その結果、類似団体との比較では、少ない職員数である。しかし人件費は、小松島市の歳出に占める割合がもっとも高い経費である。

さらなる行政運営の効率性を高め、今後とも、職員の削減に努める。数値目標を定める必要はあるが、市の組織のパフォーマンス向上を落とさないよう配慮する必要がある。退職予定者数のあとをどのように補充していくか、あるいは不補充とするかを個別に判断したうえで、定員計画を立てなくてはならない。

臨時職員の雇用にあたっては、本来的な臨時職員の役割とその必要性を考慮することはもちろんであるが、同時に、臨時職員の採用が必要という現課の要求に対して、その必要性を市役所全体の中で、いかに客観的に判断できるかの基準を共有することが一番必要であると考ええる。そのうえで、臨時職員の雇用に際しては、期限を定めたり、定数を定めることも検討すべきである。

## (5)職員資質の向上に向けた取組

職員の意識改革なくして改革の目標達成は困難である。民間企業が窓口業務に力をいれるかは、簡単なミスよりも対応した人の感じがどうだったかという方が大事だからである。小松島市の財産は、お金でなく職員であるとの認識のもと、職員がどうあるべきか、個人の問題として、いかに、自分を研鑽していくか、ふりかえって自分を評価して次の仕事に向かうのかという職員の資質の向上に対処する。

民間企業では、「個人がどれだけ生産性をあげることができるか」という尺度で、組織を作り人を配置する。公共部門で、その方式が100%そのまま当てはまるとは考えられないが、職務を適切に「評価」する制度を構築する必要がある。

## (6) 市役所のコンプライアンス（法令遵守）向上に向けた取組

国の公益通報者保護法の施行や平成21年3月に発覚した市営バス職員採用試験の問題漏洩事件の再発防止策への対応を受け、平成22年4月から公益通報者保護制度を構築する。

## (7) 給与の適正化

職員給料の削減は財政運営において「禁じ手」であるという認識の元、一日も早い回復を求める。とは言っても、構造改革による行政改革は即効性のある事項が少ないため、たちまちの経費削減に繋がる給料を削減する市の考え方についても一定の理解はする。人事院勧告による給与水準、職員のモチベーションや生活を考えると今以上の水準に削減することは難しく、一日も早く削減前の水準に回復ができるようにすることが求められる時期にきている。

## (8) 経常経費の削減

### ① 物件費

職員数の減少にともない高度な技術を必要とする業務について、業務委託契約が増加することが想定されるが、その契約の内容を精査するとともに、履行確認については、適切に行うこと。また、定期的に見直す必要がある。

「市民の税金を市民のために使う」という大義名分のもと、市内業者を優先する契約をおこなってきたが、市外の業者と競争してもらって、市の費用削減に協力してもらおう必要がある。契約について競争性を高める工夫は必要である。

### ② 補助費等

現在行っている補助金などについては、目的や金額を定期的に見直し、実情にそぐわないもの、補助効果が乏しいもの等を十分に精査し、真に必要なもの以外は廃止を含め削減する必要があると思われる。また、団体補助をできるだけ廃し、事業補助に転換することが求められる。

新しい補助金については、サンセット方式<sup>10</sup>などの導入についても検討すべきである。

### ③ 公債費

プライマリーバランス<sup>11</sup>の観点から現在の小松島市の財政をみた場合、小松島市

---

<sup>10</sup> サンセット方式 事業終了の時限をあらかじめ決めておいて、それ以後は不交付とする制度のことです。

<sup>11</sup> プライマリーバランス 公債などの借入収入を除いた税収などによる歳入と、借入に対する元利払いを除いた歳出の収支のことで、基礎的財政収支とも呼ばれます。

の赤字の根源は、公債費である言っても良いくらいである。公債費は、過去に建設事業の財源や国の制度見直しにより地方交付税から振り替わった財源対策として借り入れた地方債の元金及び利子の支払いのための経費である。従って、公債費の削減について現時点で取り得る策は、現在行っている高利子の地方債から低利子の地方債への借換以外になく、今後も積極的に取り組むものとする。

また、将来の公債費を抑制するため、現在の地方債の借入額を減らすしかない。地方債は、法改正により許可制から協議制に移行し、さらに借りやすくなったが、後年度会計に多大な負担を残すことを認識し、安易に地方債に頼らないよう留意すること。

そうした意味で、現行のような地方債発行額に限度額を設けることは、有効な手段であり、今後も続けるべきであると思われる。具体的な金額設定については、将来の財政状況などを加味して設定するよう行政側に任せる。

さらに、借入に際しては、低利子の有利な資金や地方交付税措置のある地方債を活用すること。

#### ④市営グラウンド用地をはじめとする各種借地料

借地関係のこれまでの時間的な経過を考慮すると、短期間で解決するような問題ではないと考えるが、現在も多大な借地料を支払っていることや、このままの状態を容認することはできないことから考えると、今後も、地権者の意向をお聞きしながら、粘り強く交渉を行うこと。

#### ⑤公共事業のコスト縮減

工事監視委員会が設置されておらず、総合入札方式も導入されていない小松島市の入札方式はまだまだ見直す余地があると思われる。その際、経費を下げることと、工事の質を確保するということを考慮すること。

随意契約についても、中小業者に配慮したうえで、できるだけ一般競争入札か指名競争入札に付すこと。

### (9)歳入の確保

#### ①市税

徴税職員は、納付しないときは「差し押さえしなければならない。」という地方税法の規定を十分認識し、税の公平性を確保することに努めること。その際、税を払えるにも関わらず払わない人には滞納処分の執行を行い、税を払いたくても払えない人には滞納処分の執行停止を行うという、滞納者に対する適正な滞納処分を執行すること。

## ②使用料・手数料

受益と負担の関係について、県内各市や類似団体の状況、費用対効果等を勘案しながら、使用料の額について概ね3年ごとに定期的に見直しをする必要があると思われる。

## ③住宅家賃など未収金の回収

払いたくても払えない人、払えるのに払わない人の線引きをきちんと行った上で、市は行政としては厳格に徴収する必要がある。

住宅家賃の未納の方については、民間のノウハウの活用や、空け渡し訴訟など法的制度の活用も含めた対応を行い、徴収率の向上に向け取り組むべきである。

現在高い徴収率にある保育所保育料や地域下水処理事業については、今後も現在の水準を維持できるよう努めること。

## ④遊休土地の売却

遊休土地の活用については再度利活用について十分協議をし、その結果、利活用のない土地については売却処分する。

## ⑤広報紙等に有料広告の掲載

他の公共団体において用いられている広告事業の手法について調査を行い、導入できるものについては導入する。

## (10)公営企業会計、特別会計の健全化

各特別・企業会計の中には、厳しい財政収支や制度設計から、事業運営を実施するうえで一般会計から多額の繰出をしているものがある。そうした繰出金の増加は、一般会計において、重荷となっている。このことから各特別・企業会計においては、さらなる経営努力を重ね、財政の健全性を確保することを求める。

### ①運輸事業

老人等バス無料乗車負担金や競輪利用者送迎バス負担金など他会計からの繰入・補助金的委託業務により経営が成り立っている状態であり、公営企業本来の独立採算からはほど遠い。今後、さらなる高齢化社会を迎えるにあたり「市民の足を守る」という事業目的は認めるが、現在のような経営状態を市民が支持するかどうかは疑問である。

市民の支持を得るためにも、歴史的経緯でなく、現代の人の流れなどの調査を行って、ニーズを把握し、必要な人（とくに小中高生、お年寄り）に必要なサービスを提供するという原点に帰る必要がある。これに伴う路線の再編は必須であり、さらに、長期計画として、バスの小型化、コミュニティバスへの転換など思い切った

施策による運営方法の抜本的改善が必要であると思われる。

そのためにも「需要」のデータを取得することと費用対効果を検討する必要がある。

## ②水道事業

現在の経営状態について、特に問題もなく、今後の事業計画については「小松島市水道ビジョン」が策定されていることから、現時点においては、水道ビジョンの推進に努めていただきたい。

## ③下水道事業

下水道については、台風常襲地域の小松島市民の生命、財産を守る雨水対策事業については、市民もその意義を認めるであろうが、汚水事業については、「浄化槽で十分」という考え方が強い。汚水事業に関しては、事業効果を得るために長期間を必要とし、事業実施の際には、市民に対して PPP（環境汚染費用は適切に汚染者が負担するという原則）の考え方を粘り強く広報し、説明する必要がある。

## ④競輪事業

俗に公営ギャンブルと言われるモノが社会貢献を果たせる時代は終わった。小松島競輪も過去には一般会計に対し、相当の繰入を行ってきたようであるが、現在は、そうした時代ではなくなっている。

雇用されている方の問題などもあり、現時点において廃止することは難しいが、将来的にはそうしたことも可能性として考えながら、現時点においては独立採算原則の貫徹を求めるとともに、より効率的な運営を検討し、実施する。

## ⑤ 住宅新築資金等貸付事業

貸したお金の未収金により、平成20年度決算において2億3000万円の赤字が発生している。民間のノウハウの活用や法的制度の活用も含め徹底した未収金の徴収を行う必要があるが、その一方で、破産などにより法的処分の未、未収が確定したものについては、不納欠損処理を行うなど適正な債権管理を行うべきである。それでも、最終的に発生した赤字については、税金をつぎ込み清算を行うことになるが、その可否については、十分な議論を行う必要がある。

### (11)市民参加・市民との協働

市民参加・市民との協働を重点項目と位置づけ、積極的に推進する。

市政モニター制度や、市長の出前行政相談を継続するほか、積極的に行政情報を公開するとともに、パブリックコメントやアンケート調査も適宜実施する。

また、補完性の原則を徹底し、市民でできることは市民でやる。具体的には、地

域コミュニティ組織による防災、ゴミ分別など、小松島市の財政状況の改善に、市民一丸となって協力できるようにする。

#### (12) 議会について

一部の地方公共団体では、議員報酬を日額制にするなど、議会経費の削減にも切り込むところがある。しかしながら、行政改革には市民との協働・情報共有が必要であり、複線的意思決定の「本線」<sup>12</sup>である議員の役割はますます重要となる。日額の議員報酬では、議員には他に生計維持のための職を持つ人しか立候補できないことにつながる。市民の意見を議会に届けることを「本業」とし、議会基本条例に基づき、「小松島市民のための」より一層の活躍を期したい。

---

<sup>12</sup> 複線的意思決定の「本線」 行政の意思決定において、多様な意見を反映する必要から、選挙により選出された市民の代表である議員による多数決の意思決定を「本線」とし、審議会、パブリックコメントなどにより異なる意見を集約するルートを「別線」と考えるものを「複線的意思決定」と呼んでいる。

## 別紙1

### 小松島市行政改革推進懇話会設置要綱

#### (設置)

第1条 平成22年度からの新たな行政改革の基本方針および同実施計画（以下「基本方針等」という。）を策定するため、小松島市行政改革推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 懇話会は、小松島市行政改革推進本部長に対して、基本方針等について必要な助言、提言を行うものとする。

#### (組織)

第3条 懇話会は委員12名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者等で市長が必要と認める者のほか、公募により選考された者をもって充てる。

3 懇話会に会長、副会長を置き委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総括し懇話会を代表する。

5 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 懇話会は会長が必要に応じ招集する。

2 懇話会の議長は、会長をもってこれに充てる。

3 懇話会は、任務を遂行するため、特に必要があると認めるときは、関係者に必要な協力を依頼することができる。

#### (報償)

第5条 懇話会の会長及び委員の報酬は、特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成6年小松島市規則第5号）別表に定める額を準用する。

#### (庶務)

第6条 懇話会に関する庶務は、総務課政策情報室において処理する。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成21年6月8日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は市長が招集する。

3 この要綱は、第2条の目的を達成した日をもって廃止する。

別紙2

小松島市行政改革推進懇話会 委員名簿

会 長	松 村 豊 大	徳島文理大学 総合政策学部教授
副会長	岡 本 秀 文	小松島市消防団副団長
委 員	市 山 順 子	元社団法人小松島 青年会議所理事長
//	植 田 貴 世 子	生活総合支援サービス 「クラッシー」社長
//	岡 崎 昌 一	市政モニター（公募委員）
//	工 藤 誠 介	公認会計士
//	坂 本 敏 郎	阿波銀行小松島支店 兼中田支店 支店長
//	佐 藤 功	前徳島県市長会事務局長
//	永 井 真 也	四国大学 経営情報学部講師
//	中 川 京 子	大学生（公募委員）

別紙3

小松島市行政改革推進懇話会 審議の経過

	日 時 / 場 所	会 議 の テ ー マ
第1回	7月15日(水)午後1時30分 小松島市ミリカホール	(1) 会長・副会長の選任について (2) 小松島市の財政の現状と今後の進め方等について
第2回	7月29日(水)午後1時30分 小松島市役所4階大会議室	(1) 民間委託について (2) 出先機関・施設等統廃合について (3) 職員の資質、あり方について
第3回	8月26日(水)午後1時30分 小松島みなと交流センター kocolo 2階ホール	(1) 民間委託・民営化の推進(学校給食の民営化等) (2) 組織機構の見直し (3) 定員管理の適正化
第4回	9月30日(水)午後1時30分 小松島みなと交流センター kocolo 2階ホール	(1) 経費の削減 (2) その他の事務改善 (3) 歳入の確保
第5回	10月14日(水)午後1時30分 小松島保健センター 多目的室	(1) 公営企業会計、特別会計の健全化 (運輸事業・水道事業・競輪事業) (2) 市民参加・市民との協働
第6回	10月28日(水)午後1時30分 小松島市役所 4階大会議室	(1) 公営企業会計、特別会計の健全化(下水道事業) (2) 集中改革プラン総括 (3) その他の事務改善等
第7回	11月18日(水)午後1時30分 小松島市役所 4階大会議室	報告について、まとめ
第8回	12月6日(日)午後3時00分 小松島市役所 4階大会議室	報告について、まとめ